

議案第 29 号

松阪市総合体育館条例の一部改正について

松阪市総合体育館条例（平成 17 年松阪市条例第 266 号）の一部を次のように改正する。

平成 31 年 2 月 19 日 提出

松阪市長 竹 上 真 人

松阪市総合体育館条例の一部を改正する条例

第 1 条 松阪市総合体育館条例（平成 17 年松阪市条例第 266 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 卓球用器具の項の次に次のように加える。

フットサル用器具	〃	210	430
	〃		

第 2 条 松阪市総合体育館条例の一部を次のように改正する。

別表第 1 中「1,940」を「1,980」に、「2,590」を「2,640」に、「3,880」を「3,960」に、「7,120」を「7,260」に、「5,180」を「5,280」に、「6,480」を「6,600」に、「12,960」を「13,200」に、「19,440」を「19,800」に、「25,920」を「26,400」に、「32,400」を「33,000」に、「64,800」を「66,000」に、「7,770」を「7,920」に、「10,360」を「10,560」に、「47,520」を「48,400」に、「62,640」を「63,800」に、「77,760」を「79,200」に、「155,520」を「158,400」に、「116,640」を「118,800」に、「194,400」を「198,000」に、「388,800」を「396,000」に、「860」を「880」に、「1,080」を「1,100」に、「1,290」を「1,320」に、「2,700」を「2,750」に改め、同表備考 5 中「1,080 円」を「1,100 円」に、「430 円」を「440 円」に改める。

別表第 2 中「210」を「220」に、「430」を「440」に、「1,080」を「1,100」に、「540」を「550」に改める。

附 則

この条例中第 1 条の規定は平成 31 年 4 月 1 日から、第 2 条の規定は平成 31 年 10 月 1 日から施行する。